

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○社会生活基本調査規則(昭和五十六年総理府令第三十八号)

改正案	現行
<p>(調査事項等)</p> <p>第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十歳未満の世帯員に関する事項 育児支援の利用の状況</p> <p>三 十歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ 氏名</p> <p>ロ 男女の別</p> <p>ハ 配偶の関係</p> <p>(削る)</p> <p>ニ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況</p> <p>(削る)</p> <p>ホ スポーツ活動の状況</p> <p>ヘ 学習・研究活動の状況</p> <p>ト 趣味・娯楽活動の状況</p> <p>チ 社会的活動の状況</p> <p>リ 旅行・行楽の状況</p>	<p>(調査事項等)</p> <p>第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ 氏名</p> <p>ロ 男女の別</p> <p>ハ 配偶の関係</p> <p>ニ 介護の状況</p> <p>ホ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況</p> <p>ヘ インターネットの利用の状況</p> <p>ト スポーツ活動の状況</p> <p>チ 学習・研究活動の状況</p> <p>リ 趣味・娯楽活動の状況</p> <p>ヌ 社会的活動の状況</p> <p>ル 旅行・行楽の状況</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ヌ 生活行動の種類別時間及び天候 四 十五歳以上の世帯員に関する事項 イ 介護の状況 ロ 就業状態 ハ 就業希望の状況 ニ 仕事の種類 ホ 従業上の地位 ヘ 勤務形態 ト 年次有給休暇の取得日数 チ 所属の企業全体の従業者数 リ ふうだんの一週間の就業時間 ヌ 希望する一週間の就業時間 ル 通勤時間 (削る) (削る) ヲ ふうだんの健康状態 ワ 仕事からの年間収入 五 六十歳以上の世帯員に関する事項 (略) 六 世帯に関する事項 イ 世帯の種類 	<ul style="list-style-type: none"> キ 生活行動の種類別時間及び天候 三 十五歳以上の世帯員に関する事項 イ 就業状態 ロ 就業希望の状況 ハ 仕事の種類 ニ 従業上の地位 ホ 所属の企業全体の従業者数 ヘ ふうだんの一週間の就業時間 ト 通勤時間 チ 週休制度 リ 連続した休暇の取得の状況 四 六十歳以上の世帯員に関する事項 (略) 五 世帯に関する事項 イ 世帯の種類

改正案	現行
<p>ロ 十歳未満の世帯員数 ハ 十歳以上の世帯員数 ニ 世帯の年間収入 ホ 住居の種類 (削る) ヘ 自家用車の所有の状況 ト 介護支援の利用の状況 チ 不在者の有無</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査の方法及び期間) 第十条 社会生活基本調査は、調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十二条において同じ。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告の義務及び方法) 第十二条 社会生活基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員</p>	<p>ロ 世帯の年間収入 ハ 住居の種類 ニ 居住室の数 ホ 自家用車の所有の状況 ヘ 介護支援の利用の状況 チ 不在者の有無</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査の方法及び期間) 第十条 社会生活基本調査は、調査員(第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十二条において同じ。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集することにより行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告の義務及び方法) 第十二条 社会生活基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員</p>

改正案	現行
<p>が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の六十歳以上の世帯員が、同項第六号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の六十歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名 （略）	条項 （略）	法令名 （略）	条項 （略）
科学技術研究調査 規則（昭和五十六 年総理府令第三十 三号）	第八条第三項	科学技術研究調査 規則（昭和五十六 年総理府令第三十 三号）	第八条第三項
社会生活基本調査 規則（昭和五十六 年総理府令第三十 八号）	第十二条第三項及び第十三条	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）